

第9回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年12月25日 13:30～15:00

2. 場 所 阿寒行政センター

3. 出席委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 志賀 忠浩委員  | 2 番 山崎 隆史委員  | 3 番 福西 範委員   |
| 4 番 成田 俊英委員  | 5 番 大坂 博文委員  | 7 番 村上 正人委員  |
| 8 番 佐藤 裕司委員  | 9 番 稲場 洋二委員  | 10 番 細川 裕委員  |
| 11 番 野村 照明委員 | 12 番 大畑 礼子委員 | 13 番 松下 裕幸委員 |
| 14 番 菊池 利治委員 | 16 番 田井 克廣委員 | 17 番 野澤 勲委員  |
| 18 番 廣瀬女公美委員 | 19 番 佐藤 泰正委員 | 20 番 清水 幸治委員 |
| 21 番 浅野 徳昭委員 |              |              |

(以上 19名)

4. 欠席委員 6 番 金子 靖委員 15 番 熊坂 隆雄委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹  
農地業務担当員 藤本 恵美

(以上 6名)

会議録署名委員の指名 16 番 田井 克廣委員  
19 番 佐藤 泰正委員

6. 議事日程 会期決定について 平成30年12月25日(1日)

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第22号 | 現況証明願について(市街化区域)                      |
| 議案第44号 | 現況証明願について                             |
| 議案第45号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について            |
| 議案第46号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| 議案第47号 | 河川法第34条許可申請に係る進達について                  |
| 議案第48号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

議長  
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第9回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は19名です。  
議事録署名人に16番、田井克廣委員、19番、佐藤泰正委員を指名しますので、  
よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日12月25日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
大西事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは  
ありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が  
1件ございます。

事務局  
大西事務局長

報告第22号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

それでは、議案書の3ページにございます、報告第22号「現況証明願」について  
報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地  
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、                    、の一筆、      ㎡の土地について、所有者で  
ある          の代理人である、          氏より現況証明願があり、11月22日、事  
務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状  
況は建築済地でしたので、11月29日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。

公簿地目が畑である、                    、の一筆、      ㎡の土地について、所有者  
の          氏の代理人である、司法書士、土地家屋調査士の          氏より現況証明願  
があり、12月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放  
牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、12月11日、会長専決により証  
明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長  
野村会長

ただいま報告がありました報告第22号「現況証明願について」質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。  
議案第44号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書10ページでございます、議案第44号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番ですが、資料は12ページと13ページでございます。

公簿地目が牧場である、                    、他4筆、合計           ㎡の土地について、所有者の           氏より現況証明願がございました。

12月11日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の大畑礼子委員から報告をお願いします。

委員  
大畑委員

議案第44号、現況証明願について、調査報告致します。

別表記載の案件は、          氏が所有する、いずれも公簿地目が          、農振白地である、          、          、          、          、          の5筆、合計           ㎡の土地について、現況証明書の発給の申請があったものです。

本件は以前より所有者から相談を受けていたものであり、先に現地確認を行っておりますが、平成30年12月11日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員1名であらためて現地調査を実施し、当該地はすべて農地採草放牧地以外で利用状況は山林であることを、確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

大畑委員、ありがとうございました。

それでは、議案第44号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第44号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第44号「現況証明願」は原案のとおり決定致します。  
それでは、次に、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」  
について事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の14ページでございます、議案第45号「農地法第18条第6  
項の規定による通知書の審査」について説明します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委  
員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農  
地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっ  
ております。

今回は、釧路地区で7件の通知がございました。

議案書15ページの表の1番ですが、資料は17ページから19ページにございま  
す。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地  
について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月10日に合意解  
約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番ですが、資料は20ページから24ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計47,000㎡の農用地につ  
いて、借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月10日に合意解約を行い、  
同日通知がございました。

次に、表の3番ですが、資料は20ページと25ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、  
借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月10日に合意解約を行い、同日  
通知がございました。

次に、議案書16ページの表の4番ですが、資料は26ページと27ページにござ  
います。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地に  
ついて、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、  
借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月11日に合意解約を行い、同日  
通知がございました。

次に、表の5番ですが、資料は26ページと28ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地に  
ついて、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、  
借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月11日に合意解約を行い、同日  
通知がございました。

次に、表の6番ですが、資料は26ページと29ページと30ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地  
について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、  
借主であります■■■■氏との間で、平成30年12月11日に合意解約を行い、同日  
通知がございました。

次に、表の7番ですが、資料は26ページと31ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地につ  
いて、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、借

主であります■■■■氏との間で、平成30年12月11日に合意解約を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、7件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議に入りますが、4番から7番までにつきましては、農地利用集積円滑化団体である阿寒農業協同組合の関係であり、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員は議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番から3番までを審議した後に、4番から7番までを審議することとします。

それでは、1番から3番までを一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から3番は原案のとおり決定致します。

次に、4番から7番までを審議いたしますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長  
野村会長

それでは、4番から7番までを一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の4番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、原案のとおり決定致します。  
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長  
野村会長

4番から7番までは、原案のとおり決定致しました。  
それでは、次に、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書32ページにございます、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書33ページの表の1番ですが、資料が35ページから45ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他34筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、使用貸借を行うものです。

次に、議案書34ページの表の2番ですが、資料が46ページと47ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の■■■■委員から報告をお願いします。

委員  
浅野委員

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する■■■■他34筆、合計■■■■㎡の農地について■■■■氏に使用貸借を行うものです。

この件について、平成30年11月12日、釧路地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、2番について、調査委員長の■■■■委員から報告をお願いします。

委員  
大畑委員

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、調査報告を致します。

2番の申請の内容は、                    氏が所有する、                    、                    ㎡の農用地について、                    氏に                    円で売買による所有権の移転を行うものです。

本件は以前より申請者から相談を受けていたものであり、先に現地確認を行っておりますが、平成30年12月11日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員1名であらためて現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論になりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

大畑委員、ありがとうございました。

それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第47号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書48ページにございます議案第47号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

河川区域内の土地を占有するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書49ページの表の1番ですが、資料は議案書50ページと51ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、                    、                    ㎡について、                    氏が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、                    氏に譲渡するものです。

なお、本件は権利を有する                    氏が死亡しているため、相続人の一人である                    氏より申請があったものでございます。

以上の1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、本件は田井克廣委員本人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、退室をお願い致します。

(田井委員退室)

議長  
野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第47号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、原案のとおり決定致します。  
田井委員は入室して下さい。

(田井委員入室)

議長  
野村会長

議案第47号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の52ページでございます、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書53ページの表の1番ですが、資料は54ページから57ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は54ページと58ページと59ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地につい





10/10/10

10/10/10